随意契約(相手方指定)調書

件名	荒川ふるさと文化館収蔵庫くん蒸作業委託 No.5200788
工(納)期	令和8年3月6日
契約締結日	令和7年10月30日
契約金額	3,480,400円(消費税込み)

契約相手方	関東港業株式会社 文化財保存対策事業部
2013 IR 3 73	(法人番号:7020001025871)
相手方指定理由	別紙に記載のとおり
備 考	

契約審査委員会資料

経理課契約係 R7. 10. 30

業者選定理由書

件名	荒川ふるさと文化館収蔵庫くん蒸作業委託
指名業者 (案)	名 称 関東港業株式会社 文化財保存対策事業部 代表者 部長 古河 靖成 所在地 東京都港区芝浦4丁目17番11号
特命理由	本件は、荒川ふるさと文化館において所蔵する文化財の劣化を防止するため、害虫駆除・防カビ・殺菌を目的とした、収蔵庫のくん蒸を行うものである。 主管課からは、部の機種及び業者選定委員会の了承を得たうえで、製品の指定及び上記業者を契約相手方に指定したい旨の依頼があった。 [製品指定について] 指定くん蒸剤である酸化プロピレン(商品名「アルプ」)は、主管課において、公益財団法人文化財虫菌害研究所が認定するくん蒸剤全3種を比較検討した上で選定したものである。他の薬剤に比べ銀製品・古写真の変色等の影響がなく、低温での使用においても殺虫及び殺菌効果が得られることや家で、ので、大きに濃度を薄めてから排出するため、人体への影響がなく、低に散布した後に濃度を薄めてから排出するため、人体への影響がないことからも、本製品の指定は妥当である。 [相手方指定について] 指定製品は引火しやすい性質を持つことから、製造元であるエア・ウオーター株式会社は、適正な使用と断重するととであるま業者をしているが、ことからも、本製品の指定は妥当である。 上記業者は、平成17年度より本件を受託しており、主記業者を和手方におり、今後も円滑な業務履行が期待できる。 以上のことから、本件で使用するくん蒸剤を指定し、上記業者を相手方に指定した随意契約を締結する。
その他 特記事項	○根拠規定:地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (性質又は目的が競争入札に適さないもの)